

平成28年度の活動方針

1. 地域課題に応じた農地集積の推進（農地中間管理事業の有効活用）
 - ・担い手への農地集積率を向上させるための手法は、その地域における課題に応じて様々
 - ・県、市町、市町農業委員会、JAによる市町毎の推進チームにおいて、平成26年7月からの取り組みと結果を分析し、関係者が一体となり地域課題・情報を共有（地域の実態を関係者が把握）
 - ・担い手の農地集積率を上げる観点から、地域毎の話し合いを進め、集積率の分子（担い手の農地集積面積）についてはもとより、その分母（耕地面積）についても整理・検討を行う。
 - ・その上で、地域毎に、地域課題に応じた農地集積を推進するために、農地中間管理事業、機構集積協力金を有効活用する。

＜関係機関との連携の内容＞

- 市町においては、農政推進の中で農地の利用調整のあり方を明らかにした上で、人・農地プランに反映させながら農地中間管理事業を効果的に活用し、地域の農地利用が適正に継承され続けるために、担い手の育成に繋がる農地の利用再編を進めていく。
- 市町農業委員会においては、農業者との接触を強めて出し手・受け手の情報を把握し、市町と連携して、地域内の調整や情報提供等の活動を行う。
- 農協においては、営農のビジョンに基づき、農地の出し手・受け手の掘り起こしに協力するほか、機構からの業務委託等により集落営農地域における農地中間管理事業の活用指導を強めていく。
- 県土地改良事業団体連合会（土地改良区）においては農地整備事業地区等で、農地中間管理機構との情報共有を密にし、出し手・受け手の情報収集・提供などの協力を行う。
- 県農林総合事務所においては、機構集積協力金制度の運用や、集落営農組織の育成、圃場整備事業の実施、営農の指導などを主体的に担っていることから、こうした取組と農地中間管理事業の連動に努めていく。

2. 地域課題に応じた対応例

- （課題1）農地が小区画 → 基盤整備事業と連携した農地集積
- （課題2）担い手がない
 - ア やる気のある地域内の農家を担い手へ誘導
 - イ 集落営農組織の立ち上げ・法人化
 - ウ 地域外からの農業参入促進
- （課題3）権利関係が明確でない → 権利関係の明確化（手続きの推進）

3. 平成28年度の取り組み目標

担い手の農地集積面積の増 2,030ha

(H29.3末23,616ha,集積率56%)

※このうち、農地中間管理機構の寄与度を出来る限り高める
機構活用可能（目標）面積 借受・貸付1,400ha、内新規1,000ha